

(別記様式4)

栃木県インターンシップ実施に関する協定書

栃木県インターンシップ募集要領（以下「要領」という。）第5条の規定により、栃木県（以下「甲」という。）と（大学等教育機関名）（以下「乙」という。）の間において、栃木県インターンシップの実施について、以下のとおり協定を締結する。

第1 協定の締結（要領第5条関係）

甲が実施するキャリア形成支援に係るインターンシップの取組を効果的に推進するため、協定を締結する。

第2 インターンシップの実施目的（要領第2条関係）

甲が実施するインターンシップは、学生に地方行政実務を経験させることにより、乙の専門科目教育の効果を高めるとともに、地方自治体の行政経営及び地方公務員職務の一環を理解させ、もって学生が将来的な職業選択に向けて経験を積むことを目的とする。

第3 応募（要領第3条関係）

応募学生は、大学を経由せず、県が指定する方法により申し込むものとする。

第4 受入決定者の通知（要領第4条関係）

甲は、受入学生を決定したときは、要領第4条に規定する別記様式2により応募学生に通知するとともに、別記様式3により乙の長に通知する。

第5 プログラムの内容及び実施に要する経費負担

インターンシップの内容（以下「プログラム」という。）は、甲が決定し、プログラムの実施に要する経費は、甲が負担する。

第6 報酬等（要領第7条関係）

甲は、受入学生に対し、報酬、手当等、食費及び交通費は支給しない。

第7 インターンシップ実施中の事故等及び損害賠償（要領第8条関係）

受入学生に係るインターンシップ実施中の事故及び過失等による不法行為については、受入学生自らの責任において対応するものとし、万一の事故等に備え、甲及び乙は、受入学生に対し、傷害保険及び損害賠償保険への加入を求めるものとする。

第8 服務規律及び遵守事項（要領第9条・第10条関係）

受入学生の服務規律及び秘密保持の遵守について、甲及び乙は、受入学生に対し指導する。

第9 インターンシップの中止（要領第12条関係）

甲は、必要があると認めるときは、インターンシップを中止することができるものとし、中止した場合には、乙の長にその旨通知する。

第 10 本協定の自動更新

本協定の有効期間は協定締結日から 1 年間とする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに甲又は乙から書面による解約等の申し出がないときは、本協定と同一条件でさらに 1 年間更新し、以後も同様とする。

第 11 疑義の決定

この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲と乙が協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号
栃木県
栃木県知事 印

乙 (大学等教育機関)